※神戸市記入欄　　　　　　　　　　　　　　　　　　起案：令和　　年　　月　　日　／　決裁：令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＊都市局[受取] | 決  裁  欄 | 課  長 |  | ＊処理欄 | ＊建設局[返却確認] |
| 係  長 |  |
| 担当 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観計画区域における屋外広告物の表示等に関する行為の制限チェックリスト**  **（２－３－１　北野町山本通都市景観形成地域）** | | | | | |
| ＊景観計画区域においては、景観法に基づく景観計画に定められた屋外広告物の表示等に関する制限が神戸市屋外広告物条例に基づく許可基準になりますので、事前に都市局まち再生推進課にご相談ください。  ＊屋外広告物の許可申請にあたっては、このチェックリストに必要事項を記入の上、申請書に添付してください。  ＊ﾁｪｯｸ欄には、適合する場合「○」、不適合の場合「×」、該当しない場合「－」を記入してください。 | | | | | |
| 記入者 | 所属・氏名 |  | | | |
| 連絡先 | TEL |  | E-Mail |  |
| ※内容の確認等、お問い合わせをさせていただく場合があります。 | | | | |

# ◆２－３－１　北野町山本通都市景観形成地域　の基準

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観形成基準** | | | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
|  | | 景観形成道路沿い | その他 |  |  |
| すべての  広告物 | 基本事項 | 〇建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。  〇表示内容は、簡素化する。  〇色の彩度を低くし、調和を図る。  〇色数を少なくし、原色の組み合わせを避ける。 | |  |  |
| 配置・位置 | 〇歩行者の視線からの眺望・見通しに配慮した位置に掲出する。 | |  |  |
| 種別 | 〇自家用広告のみとする。 | |  |  |
| 規模・掲出数 | 〇できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。 | |  |  |
| 〇１敷地あたりの総面積は、接道延長[単位：ｍ]×0.5㎡（５㎡に満たない場合は５㎡）以下とする。 | 〇１敷地あたりの総面積は、接道延長[単位：ｍ]×0.3㎡（５㎡に満たない場合は５㎡）以下とする。 |  |  |
| 映像装置 | 〇原則として掲出しない。 | |  |  |
| 地上広告物 | 地上からの高さ | 〇4.5ｍ以下とする。 | 〇2.5ｍ以下とする。 |  |  |
| 屋上広告物 | | 〇掲出しない。 | |  |  |
| 突出広告物 | 突出幅 | 〇建築物の柱面又は壁面から広告物の突き出した先までの距離は、1.5ｍ以下とする。 | |  |  |
| 表示面積 | 〇１店舗・事業所につき、１面あたり２㎡以下とする。 | 〇１店舗・事業所につき、１面あたり１㎡以下とする。 |  |  |
| 配置・位置 | 〇上端は、建築物の軒の高さ以下とする。 | |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **夜間景観形成基準** | | | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| すべての  広告物 | 照明 | 輝度・  グレア | 〇輝度は、周辺環境に配慮したものとする。  〇照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。  〇内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。 |  |  |
| 変化 | 〇光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。 |  |  |

# ◆２－２－４　ビーナステラス眺望景観形成地域（区域ａ）　の基準

※北野町山本通都市景観形成地域全域において適用されます。

※北野町山本通都市景観形成地域の基準と重複する基準は省略しています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **夜間景観形成基準** | | | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| すべての  広告物 | 照明 | 輝度・  グレア | 〇輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 |  |  |

# ◆２－１　景観計画区域全域　の基準

※１個あたりの表示部分の面積が７㎡を超えるもので、かつ、１敷地あたりの表示部分の面積の合計が20㎡を超えるもの又は高さが４ｍを超えるものに適用されます。

※北野町山本通都市景観形成地域又はビーナステラス眺望景観形成地域の基準と重複する基準は省略しています。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観形成基準** | | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| すべての  広告物 | 基本  事項 | 〇形状や色彩等の意匠に配慮し、秩序ある景観形成を図る。 |  |  |